

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務企画部 総務課
会議名 (審議会等名)	平成29年度第3回嬉野市空家等対策協議会	
開催日時	平成29年12月12日(火) 14:00～15:05	
開催場所	嬉野市役所嬉野庁舎3階2-3-1会議室	
会議の公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数 0人
公開不可・一部不可 の場合はその理由		
出席者	委員	谷口委員、湊野委員、辻田委員、谷元委員、樋口委員、太田尾委員、中田委員
	事務局	総務企画部長、産業建設部長、総務課長、うれしの温泉観光課長、企画政策課長、建設・新幹線課長、建設・新幹線課職員2名、総務課職員3名
	その他	
会議の議題	別紙のとおり	
配布資料	平成29年度第3回嬉野市空家等対策協議会会議次第、嬉野市空家等対策計画(案)、資料1(各課回答)、資料2(HP掲載事項)	
審議等の内容	別紙のとおり	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	1 嬉野市空家等対策計画（案）について		
内 容	事務局から、嬉野市空家等対策計画（案）について説明を行った。		
審議経過	<p>中田委員</p> <p>事務局</p> <p>太田尾委員</p> <p>濱野委員</p> <p>議長</p> <p>樋口委員</p> <p>辻田委員</p>	<p>計画（案）としてはこれで良いと思うが、市民の方がこれを見て理解できるように計画（案）と一緒にイラストをつけてはどうか。そのようにする。</p> <p>空家の処理については、色々対策があると思うが所有者不明の物件が一番困難であると思う。不動産業者にとっても借り手や買い手が見つかってもし所有者が不明であれば取引ができない。固定資産税の徴収も難しくなっているであろう。また、地域によっては物件はあっても売れない場合がある。耐震工事が行われているかを気にする方もいる。いかに空家を減らしていくかが今後の課題であると思う。</p> <p>空家に他の町から転居してこられた方がいるが、なかなか地域になじめておらず、区や班にも入らず行事の参加もないため近所付き合いがない。入ってくる方がどのような方なのかを把握し誰でも入れるのではなく、検討したほうが良いかと思う。</p> <p>そのような問題はどの地区にもある。区や班に入っていたきたいのは山々だが、法律上“入ってください。”とは言えないため勧誘も難しくなっている。</p> <p>その地域の状況が見えずにどのように入っていいのかわからずにいる方がいる。百姓の方が多い地域はその方たち主体の行事がある。お互いが受け入れる姿勢でないとなじむのは難しい。</p> <p>自分の集落には若い夫婦が犬と一緒に住める場所を探して空家に住まれるようになった。また期限付きで労働する外国人が空家に住まれるようになった。若い方が集落に入ってくることは集落にとっても嬉しい事であり、行事にも参加してほしい。こちら側からも手を広げて迎え入れる必要がある。</p>	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	2 パブリックコメントの実施について		
内 容	事務局から、パブリックコメントの実施について説明を行った。		
審議経過	<p>辻田委員</p> <p>事務局</p> <p>中田委員</p> <p>太田尾委員</p> <p>事務局</p> <p>樋口委員</p> <p>谷元委員</p> <p>事務局</p>	<p>12月27日に行政嘱託員に配布し班回覧するとなると市民の皆様に戻るのが遅くなり意見を提出できる期間が少なくなる。可能であるなら12月15日に行政嘱託員に配布される便にのせてはどうか。また、このように意見を募集している旨の周知をより多くの方にする必要があるので、“うれしのほっとステーション”のようなメディアを利用してはどうか。</p> <p>班回覧については12月15日に行政嘱託員に配布される便にのせるようにする。メディアについては放送予定が決定されているため対応が難しいが検討する。</p> <p>班回覧だと見逃す場合が多いので、全戸配布してはどうか。</p> <p>防災行政無線で放送してはどうか。</p> <p>全戸配布となると12月15日配布には間に合わないため班回覧にしたい。防災行政無線での放送については行政からのお知らせとして放送可能であるため検討する。</p> <p>パブリックコメントを行う上では、まず意見を収集することが大切である。どのような意見でもたくさんの意見を集めることがよりよい計画の策定につながるため、意見が提出されるような周知が必要。ただ周知をしても意見の提出にはつながらないため、写真やイラストを入れて目をひくものにするなど興味を持たせることが必要。</p> <p>意見を提出できる方は、市内に物件を持っている所有者や管理者、今後所有者や管理者になり得る方も対象としたほうがよいのではないか。</p> <p>条例では特段規定はないため、そのような方も対象にする。</p>	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	3 その他		
内 容	空家の現状について		
審議経過	樋口委員	<p>新聞記事にもあるが空家は増加傾向にある。空家の中でも賃貸用住宅の空家が約半分を占めている。“空家”と聞くと一戸建てを想像しがちであるが実状はそればかりではない。嬉野市でもここ数年で賃貸用住宅が大幅に増えている。このような住宅が10年後20年後に空家にならないようにしなければならない。賃貸用住宅が空家になった場合、一戸建ての空家よりも不動産処理が複雑になる可能性がある。やはり、いかに新幹線開通をうまく利用し対策に活かせるかが鍵となる。福岡県のとある市では、法務と不動産が協力し空家等対策事業を行っている。こういったところを参考にしたい。</p>	
その他			